

○議長（吉田敏郎）

日程第3 議案第57号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、会計年度任用職員制度の創設、成年被後見人等に関する欠格条項の削除等の法改正に伴う関係規定の整備を行うため、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当部長に求めます。

行政推進部長。

○行政推進部長（秋谷 勉）

それでは、議案第57号の表紙を御覧ください。

議案第57号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和元年12月3日提出、開成町長、府川裕一。

まず本整備条例の制定趣旨について御説明申しあげます。本条例は、職員の勤務条件、服務等に関連する11の条例を一括して改正するものでございます。

条例改正の理由としましては、3点でございます。

まず1点目は、議案第56号において御説明させていただきましたとおり、平成29年に成立いたしました、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律によって、令和2年度から一般職の会計年度任用職員制度が創設されますが、会計年度任用職員には地方公務員法の服務に関する規定が適用されることとなるため、懲戒、分限等について定めた条例について規定の整備が求められていること。

2点目といたしましては、同じく地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律によりまして、特別職の非常勤職員の任用要件の厳格化が図られたことによって、特別職非常勤職員に該当しない、行政連絡員、交通指導隊員等に関する規定を整理する必要があること。

3点目といたしましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行によって、地方公務員法における、成年被後見人等に関する欠格条項の削除が行われたことに伴い、給与条例における成年被後見人等となった場合の、失職の取り扱いについての規定が不要となったこ

との3点でございます。

また、これらの対応のため、関係条例を精査する過程において、過去の法改正による条項の整理が未了であったもの、文言の整理、修正が必要であったものがございましたので、この条例改正の機会にあわせて必要な文言整理等を行わせていただくものでございます。

それでは条例案の1ページを御覧ください。

開成町条例第 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例。

整備条例の第1条は、開成町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正するものでございます。

会計年度任用職員が心身の故障のため休職する場合の休職期間を、任期の範囲内とするための読みかえ規定を第3条第4項に新設するものでございます。

整備条例の第2条は、開成町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正するものでございます。

第3条において、懲戒処分としての減給の対象を給料と定めておりましたが、パートタイム会計年度任用職員の基本給が基本報酬であることから、必要な規定を整備するものでございます。

整備条例の第3条は、開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。

2ページを御覧ください。地方公務員法の改正により特別職非常勤職員の任用の厳格化が図られ、地方公務員法第3条第3項の規定に照らして、特別職非常勤職員に該当しないものの任用はできないことから、第1条の規定から18号の行政連絡員会長、19号の行政連絡員、24号の青少年指導員、26号の交通指導隊員、44号のまちづくり情報特派員、45号の徴収嘱託員、48号の農政連絡員、53号の行政不服審査員を削り、他の号について繰り上げを行うものでございます。

3ページを御覧ください。ただいまの第1条の改正に伴い、報酬額について規定した別表について、行政連絡員等の規定を削った別表を改めて規定するものでございます。

それでは先に進みまして、5ページの一番下を御覧ください。整備条例の第4条は、開成町職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

次のページをおめくりください。第1条の改正は、地方公務員法の改正に伴い、引用条項を整理するものでございます。第12条の改正は、議案第56号で御審議いただきました、開成町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例において、本条例を準用する際の読みかえ規定の都合上、正規の勤務時間中の前に「その」を追加するものでございます。

7ページから8ページにかけての第16条の改正は、成年被後見人又は保佐人に該当した場合の失職に関する規定を削るものでございます。

8ページになります。第19条の改正は、これまでの臨時職員等の給与に関する

規定を、会計年度任用職員制度の創設に伴い、会計年度任用職員の給与は別に条例で定めるという旨を明確にするための改正でございます。

第20条の改正は、成年被後見人又は保佐人に該当した場合の失職に関する規定を削るものでございます。

第21条の新設は、口座振替は給与の通貨払いの原則に対する例外に当たることから、議案第56号で御審議いただいた会計年度任用職員の給与条例において規定することにあわせて、職員の給与条例にも同様の規定を設けるものでございます。

第21条の新設に伴い、第21条を第22条に、第22条を第23条にそれぞれ繰り下げることとしております。

9ページになります。整備条例の第5条は、開成町職員の旅費に関する条例の一部を改正するものでございます。第1条の改正は、本条例は、旅費の一般原則を定める条例であることから、別に条例で定めるものを除く旨を明示するための文言を追加し、あわせて地方公務員法の引用条項を整理するものでございます。

整備条例第6条は、開成町非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正するものでございます。公務災害に対する補償基礎額を規定する第5条に、給料が支給されるフルタイム会計年度任用職員を想定し、第5号を新設するものでございます。

整備条例第7条は、開成町交通指導隊設置条例の一部を改正するものでございます。

10ページを御覧ください。地方公務員法の改正により、交通指導隊員が特別職非常勤職員に該当しないこととなることから、第3条第2項の交通指導隊員は非常勤とするとの規定を削るとともに、第9条の報酬に対する規定を削るものでございます。

なお、第9条を削ったことに伴い、第10条を第9条に、第11条を第10条にそれぞれ繰り上げることとしております。

整備条例第8条でございます。開成町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正するものでございます。第1条の改正は、地方公務員法の改正に伴い、引用条項を整理するものでございます。第2条及び次ページの第9条の改正は、特車運転手当を廃止するため、関係規定を削るものでございます。

平成30年度末に本手当の支給を受けておりました運転業務を行う現業職員が退職し、運転業務については、全て外部委託、または非常勤職員での対応としておりますことから、委託料や会計年度任用職員の報酬の時間額設定等によって対応できることから全国的な特殊勤務手当の適正化の流れなども加味し、この機会に特車運転手当を廃止するものでございます。

第5条の改正は、こちらは済みません。文言の誤りでございます。「行旅」とすべきところ「行路」と誤って表記しておりましたことから、この機会に字句を修正させていただくものでございます。

なお、第9条を削ったことに伴い、第10条を第9条に、第11条を第10条に

それぞれ繰り上げることとしております。

11ページになります。整備条例第9条、こちらは開成町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものでございます。

会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合の給与の取扱いについて規定するため、第22条第2項を新設するものでございます。なお、第1項について、任期の定めのない常勤職員の給与の取扱いについての規定、第2項について、会計年度任用職員の給与の取扱いについての規定であることを明確にするため、第1項を改正し、会計年度任用職員を除く旨の文言を追加しております。

12ページを御覧ください。整備条例第10条は、開成町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正するものでございます。人事行政の運営の状況の報告事項から、これまで同様、短時間勤務職員を除外するため、パートタイム会計年度任用職員を除く旨の文言を追加するものでございます。

整備条例第11条は、開成町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正するものでございます。

地方公務員法の改正に伴い引用条項を整理するため、第1条を改正するものでございます。

13ページの附則でございます。第1項は、この条例の施行期日等を定めるものでございます。この条例は地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行期日に合わせて令和2年4月1日に施行することを原則としておりますが、第1号、ア、イ、ウ、エのとおり、法の引用箇所の整理、語句の修正等については、公布の日から施行することとしております。

また、第2号のとおり、成年被後見人等の欠格条項の削除等については、法の施行期日にあわせ、令和元年12月14日から施行することとしております。

第2項の経過措置でございます。公務災害補償に関する適用範囲を明確にするための経過措置に関する規定を設けてございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑をどうぞ。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第57号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（吉田敏郎）

お座りください。起立全員によって、可決されました。